別表

指定通所型サービス第1号事業支給費単位数表

1　通所型サービス費

　(1)　通所型サービス費 (1)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 1,672単位

　(2)　通所型サービス費 (1日割)　　　　　　 　　 　 　　　　　　　　　 　　55単位

　(3)　通所型サービス費 (2)　　　　　　　　　　　　 3,428単位

　(4)　通所型サービス費 (2日割)　　　　　　　　　　 　 113単位

　(5)　通所型サービス費 (1回数)　　　　　　　　　　　 　384単位

　(6)　通所型サービス費 (2回数)　　　　　　　　　　　 395単位

注1　別に町長が定める施設基準に適合しているものとして町に届け出た指定通所型サービス事業所(西川町指定通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年4月町告示第20号。以下「町指定通所型サービス基準」という。)第4条第1項に規定する指定通所型サービス事業所をいう。)において、指定通所型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、(1)及び(3)については1月につき、(5)及び(6)については1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

　　ア　事業対象者・要支援1　事業対象者又は要支援状態区分が要支援1である者に対し　　て、通所型サービスを行った場合

　　イ　事業対象者・要支援2　事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対し　　て、通所型サービスを行った場合

　　ウ　事業対象者・要支援1　事業対象者又は要支援状態区分が要支援1である者に対し　　て、1月の中で全部で4回以下の通所型サービスを行った場合

　　エ　事業対象者・要支援2　事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対し　　て、1月の中で全部で5回以上8回以下の通所型サービスを行った場合

注2　指定通所型サービス事業所の通所型サービス従業者(町指定通所型サービス基準第4条第1項に規定する通所型サービス従業者をいう。)が、別に厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(町指定通所型サービス基準第23条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。

注4　利用者が一の指定通所型サービス事業所において指定通所型サービスを受けている間は、当該指定通所型サービス事業所以外の指定通所型サービス事業所が指定通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の通所型サービス事業所がいずれも1(5)又は(6)若しくは2(5)又は(6)の算定に係る通所型サービスを行った場合は、この限りでない。

注5　指定通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービス事業所と同一建物から当該指定通所型サービス事業所に通う者に対し、指定通所型サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア　1(1)及び(5)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　376単位

イ　1(2)及び(6)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　752単位

2　通所型サービス費（時間短縮型）

(1)　通所型サービス費 (21)　　　　　 　　　　　　　　　　1,505単位

(2)　通所型サービス費 (21日割)　　　　　 　　　　　　　　　50単位

(3)　通所型サービス費 (22)　　　　　　　　　 　　　　　　3,086単位

(4)　通所型サービス費 (22日割)　　　　　　 　　　　　　　 102単位

(5)　通所型サービス費 (21回数)　　　　　　　 　　　　　　 346単位

(6)　通所型サービス費 (22回数)　　　　　　　 　　　　　　 356単位

3　生活機能向上グループ活動加算　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　100単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

　ア　生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語　聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指　導を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又　はきゅう師を含む。)その他指定通所型サービス事業所の通所型サービス従業者が共同　して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画(町指定通所　型サービス基準第38条第1項第2号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同　　じ。)を作成していること。

　イ　通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複　数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当た　っては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応　じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

　ウ　利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

4　運動器機能向上加算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 　225単位

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び6において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療養士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

イ　利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ　利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ　利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

5　若年性認知症利用者受入加算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　240単位

注　受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして町長に届け出た通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

6　栄養アセスメント加算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　50単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適応しているものとして町長に届け出た通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

　ア　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置してい　ること。

　イ　利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(7　　の注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該　利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

　ウ　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、　当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているこ　　と。

　エ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準　のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

7　栄養改善加算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 200単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び9において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

　ア　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置してい　ること。

　イ　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂　食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

　ウ　利用者ごとの栄養ケア計画に従い必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養　士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録して　いること。

　エ　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

　オ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準の　いずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

8　口腔機能向上加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び9において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

　ア　口腔機能向上加算(Ⅰ) 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　150単位

　イ　口腔機能向上加算(Ⅱ) 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　160単位

9　選択的サービス複数実施加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、町長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

　ア　選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 480単位

　イ　選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 700単位10　事業所評価加算　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　120単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た指定通所型サービス事業所において、評価対象期間(事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間(4若しくは7の注に掲げる基準又は8の注に掲げる厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間)をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

11　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た指定通所型サービス事業所が利用者に対し指定通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

　ア　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

　　(ア)　事業対象者・要支援1　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 88単位

　 (イ)　事業対象者・要支援2　　　　 　 176単位

　イ　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

　　(ア)　事業対象者・要支援1　　　　 　72単位

　　(イ)　事業対象者・要支援2　　　 　　144単位

　ウ　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

　　(ア)　事業対象者・要支援1　　　　　　 　24単位

　　(イ)　事業対象者・要支援2　　　 　　　　48単位

12　生活機能向上連携加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては3月に1回を限度として1月につき、イについては、1月につき、次の掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合、アは算定せず、イは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

　ア　生活機能向上連携加算(Ⅰ)　　　　　　　　　 　　　　　 　100単位

　イ　生活機能向上連携加算(Ⅱ)　　　　　　　　　　　　 　　　200単位

13　口腔・栄養スクリーニング加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス事業者の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

 ア　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)　　　　　　 　　　　 　　20単位

 イ　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)　　　　　　　　　 　　　　 5単位

14　科学的介護推進体制加算　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　40単位

注　次に掲げるいずれかの基準にも適合しているものとして町長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し通所型サービスを行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

 ア　利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機認　知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状　況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

　イ　必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たってア　に規定する情報その他の通所型サービスを適切かつ有効に提供するための必要な情報を　活用していること。

15　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間((4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

　ア　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から14までにより算定した単位数の1,000分の59に　相当する単位数

　イ　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　1から14までにより算定した単位数の1,000分の43に　相当する単位数

　ウ　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　1から14までにより算定した単位数の1,000分の23に　相当する単位数

　エ　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　(3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位　　　数

　オ　介護職員処遇改善加算(Ⅴ)　(3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位　　　数

16　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た指定通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

　ア　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　1から14までにより算定した単位数の1,000分の　12に相当する単位数

　イ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　1から14までにより算定した単位数の1,000分の　10に相当する単位数